

# 南知多町民間指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

## 1 目的

改正気候変動適応法により、暑さ指数の予測値が35以上になった場合に発表される「熱中症特別警戒情報（アラート）」が新設されるとともに、熱中症特別警戒情報の発表時に開放する指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できることとされた。

南知多町では、熱中症による健康被害を防止し、町民の命と健康を守るため、公共施設に加え、民間施設の指定を進め、クーリングシェルターを増加させたいと考えている。

本要項は、南知多町が、町内の民間施設を対象とし、クーリングシェルターを募集するために定めるものである。

## 2 民間クーリングシェルターの概要

### （1）実施期間

毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日（熱中症特別警戒情報の運用期間）とする。

令和6年は、クーリングシェルターの指定（協定締結日）から10月23日まで。

### （2）実施内容

- ① 热中症特別警戒情報の発表時は、施設が指定する受入可能日時において、施設が指定する供用部分を開放する。開放に際しては、自由に出入り可能とする。
- ② 热中症予防のため、滞在者の飲食を可能とする。
- ③ 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。
- ④ 受入可能人数に応じて、休憩できる椅子等を設置する。
- ⑤ 実施期間中は、南知多町が配布する案内を施設の入り口等に掲示する。
- ⑥ 南知多町のホームページ等による情報の公表に協力する。

## 3 指定要件

次の要件を満たすものとする。

- （1）南知多町内に所在する施設であること
- （2）南知多町と「南知多町民間指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること

- (3) 開放に際し、受け入れることが可能であると見込まれる人数が3人以上であること

#### 4 募集期間

令和6年7月1日から隨時募集

#### 5 応募方法

別紙「南知多町民間指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募票」に必要事項を記載の上、役場まちなみ環境課もしくは、各サービスセンターへ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出する。

※応募から協定締結まで、1か月程度かかります。

#### 6 問い合わせ先

住 所 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

宛 名 南知多町 建設経済部 まちなみ環境課

電 話 0569-65-0711 (内線526)

メール kankyo@town.minamichita.lg.jp